

高松市中小企業等人材力向上支援

補助金の手引

(第1版) 令和8年5月11日策定

高松市産業振興課

- 本手引は、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとします。
- 本手引は、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱の申請準備から交付までの各種手続や留意事項などについて、解説したものです。
- **本手引のほか、「交付要綱」及び「高松市公式ホームページ」を熟読し、適正に補助事業を実施するようにしてください。**
- なお、補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合がありますので、注意してください。
- 補助金の交付決定を受けた後においても、要綱、手引等のルールに従っていないことが判明した場合、交付決定を取り消す場合があります。
- 本手続に関する御不明点は、必ず事前に、高松市産業振興課までお問い合わせください。
- 申請書類は本手引に添付しておりませんので「高松市公式ホームページ」からダウンロードしてください。

【問合せ先】

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市産業振興課：087-839-2411

この手引における用語の意義

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

中小企業基本法における定義	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	業種 ※1	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数※2
①製造業・建設業・ 運輸業その他の業種 (下記②～④を除く。)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下		
④小売業			50人以下

※業種の分類は、日本標準産業分類に基づきます。

- (2) 大企業 中小企業者以外の者であって、事業を営む法人をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

- (3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。

1 趣旨

市内の中小企業者の経営者又はその従業員が業務に必要な技能等を習得するために受講する研修の受講料の一部を補助することで、市内の中小企業者において積極的な人材育成が図られ、中小企業の抱える課題を自ら解決する能力を向上し、もって中小企業の発展と本市産業の振興に寄与することを目的に、高松市中小企業等人材力向上支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものです。

2 補助対象者・補助対象事業など

(1) 補助対象者

次のアからエまでのいずれにも該当する事業者とします。

- ア 市内に住所を有する個人事業主又は本店である営業所の所在地が高松市内である法人
- イ 補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において本市の市税を申告している者（申告をしない正当な理由がある場合は除く。）
- ウ 交付申請日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していない者
- エ 補助対象経費をその受講者である経営者又は従業員に負担させていない者

(2) 補助対象外となる者

上記(1)にかかわらず、次のアからケまでのいずれかに該当する者は、補助対象者となりません。

- ア 次の(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかに該当する中小企業者
 - (Ⅰ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (Ⅱ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (Ⅲ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）
- エ 申請書の提出の前日1年以内において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業者
- オ 宗教法人
- カ 法人格のない任意団体
- キ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置

が講じられている事業者

ク 補助金の交付の申請をする年度にこの要綱による補助金の交付を受けたことのある者

ケ 上記アからクまでに掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと思えた者

(3) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に規定する研修を補助対象者がその経営者又は従業員に受講させる事業です。ただし、国、県その他各種団体等による他の補助金と重複する事業については、本補助金の補助対象事業に含まないものとします。

研修実施機関	研修名称	対象研修期間
四国職業能力開発大学校	能力開発セミナー	令和8年4月7日～ 令和9年2月26日
ポリテクセンター香川	能力開発セミナー	
	生産性向上支援訓練	

(4) 補助対象経費

補助対象者が補助対象事業である研修の受講に要する経費として上記の表に規定する機関に支払った受講料とします。

(5) 補助率・補助額等

補助率、補助額及び補助上限額については、次のとおりです。

研修実施機関	研修の名称		補助率	補助上限額
四国職業 能力開発大学校	能力開発セミナー		補助対象経費の 10分の10	3万円
ポリテクセンター 香川	オープンコース	能力開発セミナー		
		生産性向上支援訓練		
	オーダーメイドコース		補助対象経費の 2分の1	5万円

※補助対象事業にある研修区分に応じて、補助対象経費の合計額に該当する補助率を乗じて得た額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てます。

<留意事項>

- ・令和8年4月7日前に、補助金の交付の対象となる経費である受講料を研修実施機関へ支払っている場合は、補助金の交付対象外です。
- ・オーダーメイドコース（ポリテクセンター香川）は、**他の研修と併用して申請することはできません。**（※「オーダーメイドコース」は、単独での申請に限ります。）
- ・契約書、請求書、領収書等の宛名は、必ず申請者（補助事業者）である必要があります。宛名が申請者でないものについては、補助対象経費として認められません。ただし、支援対象従業員が支払った受講料については、申請者が当該支援対象従業員に対してその全部（消費税及び地方消費税含む。）を支払った場合に限り、支援対象従業員の宛名であっても補助対象経費として認められます。
- ・消費税及び地方消費税は、補助対象となりません。
- ・補助対象外となる経費は以下のとおりです。

補助対象外経費	補助事業の目的に合致しないもの
	必要な経理書類（契約書・請求書・領収書等）を用意できないもの
	事前受付日以前に受験した支援試験に係る経費
	フランチャイズ本部や自社内部、それに類する者（※）との取引によるもの ※ 役員が営む個人事業や役員及び役員親族が営む法人等
	金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、コンビニエンスストアでの支払手数料等
	公租公課
	仮想通貨、クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント、割引券、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）、小切手、手形での支払、相殺による決済
	各種キャンセルに係る取引手数料等
	1取引10万円（税抜き）を超える現金支払
	補助事業期間内に支出が完了していないもの（分割払い、クレジットカード決済等の場合、金融機関等から引き落としが交付申請日までに完了していること）
その他、補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるもの	

3 申請手続など

| 本補助金の申請は、当該年度において、1事業者につき、1回限りとします。

(1) 交付の申請

ア 申請期間 **令和8年5月18日(月)から令和8年12月25日(金)**

ただし、上記期間中であっても予算に達する場合は、受付を停止します。

なお、受付の可否については市ホームページで周知しますので、随時御確認ください。

イ 提出書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

提出(アップロード)書類	申請者	
	法人	個人事業主
申請書作成ファイル(Excel) ・ 交付申請書(様式第1号) ・ 事業計画書(様式第2号) ・ 収支予算書(様式第3号) ・ その他市長が必要と認める書類	○ (市ホームページ)	○ (市ホームページ)

| 申請に必要な書類の入手方法

申請書類は、市のホームページからダウンロードしてください。

▶ 本補助金 HP の URL

(URL) <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/shoukougyou/seituousokushin/jinzaiikusei.html>

(二次元コード)



※ ホームページからの入手が困難な方は、市役所7階産業振興課において配布します。

ウ 申請方法

電子申請(高松市ホームページ内の「事前申請フォーム」から申請)

▶ 申請フォーム

(URL) <https://logoform.jp/form/dV7M/1564966>

(二次元コード)



(2) 交付の決定

内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金の交付を決定したときは、「高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付決定通知書（様式第4号）」を、補助金の不交付を決定したときは、「高松市中小企業等人材力向上支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）」を送付します。

(3) 変更（中止）登録

ア 申請方法

電子申請（高松市ホームページ内の「事前申請フォーム」から申請）

▶ 申請フォーム

(URL) <https://logoform.jp/form/dV7M/1565364>

(二次元コード)



イ 提出書類

提出（アップロード）書類	申請者	
	法人	個人事業主
[変更申請] ・ 変更交付申請書（様式第6号） ・ 関係書類（事業計画書、収支予算書） [中止申請] ・ 中止承認申請書（様式第7号）	○ (市ホームページ)	○ (市ホームページ)

<留意事項>

以下の内容での変更は認められません。

- ① 交付決定の通知を受けた金額から増額となること
- ② 補助事業における研修の受講者（以下「補助対象受講者」とする。）として従業員を追加すること
- ③ 補助対象受講者の受講する研修又は受講コースの変更

4 実績報告及び補助金の請求

(1) 実績報告

ア 申請期間

補助事業が完了した日から起算して、30日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日まで

イ 申請方法・申請先

郵送申請

(書類送付先)
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市産業振興課 高松市中小企業等人材力向上支援補助金担当 宛て

ウ 提出書類

提出（アップロード）書類	申請者	
	法人	個人事業主
申請書作成ファイル（Excel） ・実績報告書兼誓約書（様式第8号） ・収支決算書（様式第9号）	○ (市ホームページ)	○ (市ホームページ)
補助対象事業に係る研修を修了したことを確認することができる書類（写）	○	○
補助対象経費を研修実施機関に対し支払ったことのできる領収書その他これに類する書類（写）	○	○
住民票（写） <u>（発行後3か月以内のもの）</u>	-	○ (市役所)
直近の決算書1期分 ・法人税確定申告書（別表一）	○	-
直近の確定申告書1期分 ・所得税及び復興特別所得税の申告書B	-	○
中小企業者の従業員数を確認することのできる資料 (※その資本金の額が中小企業基本法に定める中小企業者の範囲を超えている場合に限る。)	○	-

(2) 補助金の請求

提出書類を審査し、補助金の額が確定しましたら、「高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付指令書（様式第10号）」により通知しますので、確認後、**7日以内又は令和9年3月17日（水）のいずれか早い日**までに高松市ホームページ内の「請求フォーム」より請求書を提出してください。

▶ 申請フォーム

(URL) <https://logoform.jp/form/dV7M/1569858>

(二次元コード)



<留意事項>

- ・補助金は補助事業者名義の口座にのみ振込が可能です。
- ・請求書の提出から振込までは2週間程度を要します。
- ・振込の通知はしませんので、通帳記帳等により御確認ください。

5 その他留意点

(1) 決定の取消し及び補助金の返還について

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。その場合、補助金の返還が生じる可能性があります。

(2) 検査について

市が必要であると認めるときは、書類等の検査や補助金の執行状況について実地検査をすることがあります。

また、補助金の交付の決定を受けた者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(3) 補助対象経費について

令和8年4月7日より前に、補助金の交付の対象となる経費である受講料を研修実施機関へ受講料を支払っている場合は、補助金の交付対象外です。

(4) 申請等の流れについて

